

令和3年度

埼玉県予算編成に関する要望書

令和2年10月14日

**埼玉県議会
無所属県民会議**

はじめに

大野知事におかれましては、新型コロナウイルス感染症対策や災害対応など、県知事のリーダーシップが改めて問われる時世において、734万県民の命と暮らしを守り、「日本一暮らしやすい埼玉県」の実現に向け、日々ご尽力いただいていることに心より感謝を申し上げます。

我々、無所属県民会議も、県民の声に真摯に耳を傾け、県民こそが主役の県政、そして県民幸福のための行政を願い、日々活動しております。

この度、政策提言に繋がる事項を中心に、「令和3年度 埼玉県予算編成に関する要望書」を取りまとめました。県政全般に関わる事項***項目、各地元要望**
*項目、合計***項目となっております。

本要望書は、会派及び議員各自の活動から得られた項目の他、県内の多様な団体と意見交換を実施し、寄せられた県政への提言も多く盛り込ませていただきました。

特に来年度予算にあたって、我が会派では、「全庁あげての危機管理対応」「県民福祉に注力する予算編成」「コロナ禍で奮闘する中小企業支援」を3本柱として求めることとし、その他、県政全般について多様な要望事項を掲載しております。

また、地元要望については各地域の行政課題や、地元密着の身近な事項もお伝えさせていただきます。

大野知事にとって2度目となる予算編成にあたり、昨年の知事選挙において県民から信託を得た5大プロジェクトを含む129の公約が着実に推進されることを望むと共に、此度の我々の提言・要望が、施策に実施に当たって反映されることを切に願っております。

コロナ禍で例年にも増して県財政が大変厳しい状況ではありますが、特段のご配慮を賜りますよう、ここに要望いたします。

令和2年10月14日

埼玉県議会 無所属県民会議

代 表	岡 重夫			
副代表	醍醐 清			
幹事会	石川 忠義	江原 久美子	平松 大佑	
総務会	並木 正年	柿沼 貴志		
政策調査会	井上 航	八子 朋弘	岡村 ゆり子	金野 桃子
渉外対策本部	松坂 喜浩	杉田 茂実		
特命幹事	鈴木 正人			

1. 企 画 財 政 部 関 係

- (1) 県立施設、出資法人等への補助金見直しと整理縮減、人員削減等の改革推進
- (2) 適正な受益者負担の考えに則り、補助金等各種事業への公金支出の在り方の徹底検証
- (3) 市町村の実情をふまえたより質の高い権限移譲と人材・財源支援の推進
- (4) 羽田空港へのアクセス向上に繋がる新空港線「蒲蒲線」の早期整備に関する支援
- (5) 高崎線の遅延対策
- (6) デマンドバスやデマンドタクシー、コミュニティバスへの財政支援
- (7) 北陸新幹線の熊谷駅停車へ向けた要望活動の強化
- (8) 運転免許自主返納を進めると共に、以下の施策を講ずること。
 - 〈1〉 移動手段を持たない高齢者が増加してきていることをふまえ、高齢者の身体的負担、経済的負担に配慮した移動手段の確保・充実をはかること
 - 〈2〉 コミュニティバス路線の整備にあたっては、高齢者が利用する病院や商業施設等の生活圏に配慮し、隣接する行政区との連携も推進すること
- (9) 遅延・人身事故の多い東武東上線のホームドア設置を推進すること
- (10) AI、RPA の導入市町村への補助
- (11) 高齢者ドライバーの事故防止のために踏み間違え安全装置の補助
- (12) 市町村におけるシステムのクラウド化や共同化の推進
- (13) 秩父鉄道を軸とした県北地域の活性化の推進

- (14) 秩父鉄道と東武伊勢崎線の羽生駅での乗り継ぎ利便性の促進
- (15) 秩父鉄道へ IC 乗車券導入に向けた支援
- (16) 埼玉新都市交通（ニューシャトル）内宿駅からの延伸
- (17) 相続関連の業務等で取得する戸籍謄本等を郵送で請求する場合、振込や電子手続きなどの方法も採用し、複数の方法から手数料支払を可能とすること
- (18) 所有者不明不動産の多くが遺産分割協議に起因することを踏まえて、県・市町村及び行政書士等の連携を図るため協議会等の機関を設けること
- (19) 小規模事業者等の支援の一層の強化について
事業継続計画 (BCP) の作成支援
- (20) 投票率向上について
 - 〈1〉 1 投票率の改善に向けた啓発・広報活動を強化し、有権者に投票行動を促す取組の推進
 - 〈2〉 投票所（期日前投票）のさらなる設置・共通投票所の設置ならびに期日前投票の投票時間の弾力的な設置

2. 総務部関係

- (1) 公共施設の維持整備計画策定を通じた適切な施設管理と経費削減の徹底
- (2) 悪質な高額滞納者を中心とした徴税対策の徹底と徴収率の向上及び市町村の徴税業務の支援
- (3) 建設工事に係る入札参加資格審査の格付けにおいて、地域ボランティアやインターンシップの受け入れ、環境への配慮等を加点するなど、企業の様々な取組を積極的に評価する仕組みの推進
- (4) 朝鮮学校への私立学校運営費補助金支給の廃止
- (5) 庁内のペーパーレス化の促進

- (6) 職員の勤務管理に関して、業務の適正かつ効率的な進行管理
- (7) 障害者雇用について民間企業の模範となるよう、能力と適性に応じた雇用の促進
- (8) 公金納付のキャッシュレス化の導入
- (9) 知的障害者の県庁職員への採用
- (10) 障害者採用試験の結果、採用予定数が定員を下回った場合の追加募集
- (11) 市有施設の老朽化が一段と進み、中心市街地の衰退が著しく進んでいることを十分に考慮し、北部地域振興交流拠点施設（仮称）の早期建設
- (12) 全庁的な SDGs の取り組みを推進すること
- (13) 職員採用におけるスポーツ、アスリート枠の新設
- (14) 県人口に相応な職員定数の増員
- (15) 職員のテレワークの推進
- (16) スマート県庁の早期実現
- (17) データサイエンティスト、エンジニアなど ICT 人材の採用
- (18) 職員の ICT リテラシーを向上させるための研修の実施
- (19) 幼稚園における ICT 化の推進
- (20) 埼玉県及び市町村における新型コロナウイルス感染症防止対応について
 - 〈1〉 オンライン申請への移行を進めること
 - 〈2〉 県システムへの市町村の参加が可能となるよう費用面でデジタル化が難しいものも含めて見直しを図ること
 - 〈3〉 添付書類中、行政機関の情報連携が可能なものを点検し、添付が不要なものは早期に添付不要とすること

- (21) 小規模事業者等の支援の一層の強化について
 - 〈1〉 デジタル化への対応支援
 - 〈2〉 持続可能な開発目標(SDGs)への取組支援
- (22) 県庁に手話通訳者を設置すること

3. 県 民 生 活 部 関 係

- (1) 団体希望寄付金制度の県民への周知強化による基金登録団体及び寄付額の増加
- (2) 自立したNPO活動をサポートするための支援体制や補助金制度の充実
- (3) 県事業のNPOへの業務委託・協働の拡大 及び 市町村の協働の推進
- (4) ユニークな番組コンテンツの作成など県広報番組の充実
- (5) 北朝鮮による日本人拉致問題・人権侵害問題に対する県民意識のさらなる啓発事業の推進
- (6) 県平和資料館の歴史的史実に基づく公正・中立な運営と我が国の戦後平和維持活動の公正な評価による展示内容の拡充
- (7) スケートボード施設の整備
- (8) 延期になった東京2020オリンピック・パラリンピックを見据えてのグローバル人材の育成強化
- (9) 延期になった2020東京オリンピック・パラリンピックのキャンプ地を再誘致するための支援実施
- (10) 幅広い世代に射撃競技を普及させるための施策の推進
- (11) プロスポーツとの連携を強化し、スポーツを核とした地域交流を推進
- (12) ネットアドバイザー制度の更なる充実

- (13) 「埼玉県防犯共助県づくり推進事業補助金」の維持・拡大
- (14) 地域伝統芸能・行事の維持や地域ブランド・イメージアップ人財育成のため、地縁団体や商店会等に対する補助制度の創設
- (15) 自転車利用に対し、道路交通法および自転車乗車に関する安全ルールの周知徹底と実技講習や啓発活動・指導などの措置
- (16) 消費生活相談員の雇用形態・処遇の改善
- (17) 増加する悪徳商法・特殊詐欺の撲滅のため消費者への情報提供と注意喚起の徹底
- (18) 性的指向や性自認に関する差別を防止するため、以下の施策を講ずること
 - 〈1〉教育現場・医療をはじめとする公共サービスに従事する関係者の理解を促進し、医療機関等での差別的取り扱いを解消するよう取り組むこと
 - 〈2〉性的指向や性自認（性同一性障害を含む）に関する正しい理解を進めるため、企業や一般向けの啓発活動を強化・推進すること
 - 〈3〉公共施設における配慮型トイレの設置を進めること
 - 〈4〉当事者の困りごとに関する相談を受け止め、様々なハラスメントと同様に一元的な相談対応をできる環境の整備
- (19) 埼玉県（朝霞訓練場）でのオリンピック開催を機に射撃競技の選手育成
- (20) 福祉部と連携した障害者スポーツの振興
- (21) 埼玉県青少年健全育成条例に基づく携帯電話販売店等におけるフィルタリングサービス説明実施の徹底
- (22) 高齢者の消費者被害を防止するために、「消費者安全確保地域協議会（見守りネットワーク）」が早期に全市町村に設置されるよう促し、見守りネットワークの活動を積極的に支援すること
- (23) 消費者が正しく選択できるための仕組みづくりと県民に向けたリスクコミュニケーションの実施
- (24) 食品へのゲノム編集技術が実用化されることを踏まえ情報提供を行い、不安払しょくに努めること

(25) オリパラ選手への継続的支援

(26) 自死対策の強化

4. 危機管理防災部関係

(1) 災害時に防災拠点や支援拠点となる公共施設の耐震化の早期整備推進

(2) 高層マンション、大規模ビルの自家発電能力向上やマンホールトイレ設置等を促し、自助的な避難所として機能するよう支援

(3) 県・市町村・鉄道事業者等の企業が相互に連携した地域横断的な帰宅困難者対策の更なる推進

(4) 救急業務の高度化を推進するため、認定・登録救命士のさらなる増員

(5) 市町村の行う避難所開設・運営計画の見直しとその訓練実施

(6) 県の防災拠点である熊谷スポーツ文化公園を中心とした県北の防災機能のさらなる強化

(7) 台風被害を想定した計画策定（他県との連携、廃材処理等）

(8) 県避難所に液体ミルクの備蓄を進めること

(9) 恒常化するゲリラ豪雨等による内水氾濫対策に取り組むこと

(10) 防犯カメラの拡充、街路灯の増設に取り組むこと

(11) 大規模停電対策の初動体制の確立と万全な体制づくり

(12) 関連死対策を含む防災計画策定の推進

(13) 市町村の地域防災計画の整合性をはかり、市域にまたがる計画について県が主体的な調整を行うこと

(14) 危機管理の指針の見直し

5. 環境部関係

- (1) 都市部における屋上や壁面緑化の推進と積極的支援
- (2) 環境美化運動の推進と環境の保全・創造への理解を深めるための環境学習の推進
- (3) 県の魚「ムサシトミヨ」の生息環境の保全
- (4) 単独処理浄化槽の合併処理浄化槽への転換設置促進
- (5) 不法投棄のパトロールと撤去体制の強化
- (6) 化学物質過敏症の予防対策の徹底と化学物質対策の強化
- (7) 再生可能エネルギー、コージェネレーション、小規模火力発電等を活用したエネルギー供給の多様化推進
- (8) 長瀬射撃場のバリアフリー化の推進
- (9) 下水由来の水素サプライチェーンの構築につながるFCV車導入の県補助額及び地方自治体も含めた交付対象の拡大
- (10) 県内市町村への「生物多様性地域戦略」の早期策定の促進
- (11) 埼玉県自然学習センターに「地域連携保全活動支援センター」の機能を付加（併設）すること
- (12) 「生物多様性緑化推進マニュアル」の作成と活用
- (13) 市町村、NPO等と連携して「コウノトリ野生復帰プロジェクト」への事業推進
- (14) アライグマ捕獲従事者研修会の機動的な開催
- (15) 自転車やバスなどの公共交通機関の利用促進による温暖化対策・ヒートアイランド対策の推進

- (16) 環境に負荷の少ない水素エネルギー活用のまちづくりの推進
- (17) 東京オリンピック・パラリンピック開催時の暑さ対策
- (18) 温室効果ガス排出削減に向けた市民の環境意識を向上させるため、市民に十分な広報・啓発を県と市町村とで連携して行うとともに、オフィスや生活における節電・省エネの推進や技術の導入を支援し、家庭・地域・職域での環境問題への取り組みを強化すること
- (19) 見沼の環境保護と土地の活用
- (20) 耕作放棄地を取得して、自然再生を行う仕組みづくりの推進
- (21) 自動車税の一部活用による「彩の国みどりの基金」の継承と運用見直しについて
 - 〈1〉現状の自動車税1.5%相当の財源確保については、今後も継承し「自然環境の保全と再生」を主目的とした財源として運用すること
 - 〈2〉国からの「森林環境譲与税」の新規配分を踏まえ、現状の「彩の国みどりの基金」の財源使途を担当する県森づくり課とみどり自然課の2つから、「自然環境の保全と再生」を担当するみどり自然課に一本化を図ること
 - 〈3〉今後、「生物多様性保全」を特に重視した施策展開が望まれるため、『生きもの共生基金』等として、「自然環境の保全と再生」を始め「絶滅危惧動植物対策」、「外来種や有害鳥獣対策」等の財源使途へと運用内容の見直しを図ること
 - 〈4〉「みどりの基金」の運用再検討を図り、県が主体となり自然を守るための公有地化財源としても活用を図ること
- (22) 「埼玉県生物多様性緑化（在来の草と木による自然再生）推進事業」を創設すること
- (23) 桜やコスモス・桃・梅などの果樹にも被害を及ぼすクビアカツヤカミキリ対策の推進
- (24) コウノトリなど生物多様性に取り組む市町村へ森林環境贈与税の配分を

- (25) 埼玉版スーパーシティプロジェクトについては早急にスキームを構築し、具体的に進める事
- (26) 多様な生きものが生息可能なエコロジカルネットワークの形成を推進させるための埼玉県による独自の事業や市町村に対する補助・交付金制度の充実

6. 福祉部関係

- (1) 介護従事者の賃金アップなど待遇改善に向け、更なる国への要望活動とともに実態調査を行いそれに基づく県独自の施策の充実
- (2) 単身高齢者に対する孤独死対策と見守り体制の構築
- (3) 県下全市町村へ24時間在宅介護サービスの普及促進
- (4) 障害者就労の支援強化 及び 障害者就労施設における工賃向上対策（自治体における優先調達の推進や施設間連携による共同受注など）
- (5) 発達障害者（児）支援のための早期発見、療育体制の強化、発達障害支援プロジェクトの更なる推進
- (6) 保育所施設整備に関する県補助金の拡充
- (7) 民間活力による保育所の整備や認定こども園の運営支援による入所受け入れ枠の拡大と保育の質の確保
- (8) 家庭的・小規模保育施設の整備を促進し、0～1歳児の受け入れを強化
- (9) 病児・病後児保育の拡充
- (10) 住民ニーズに沿った乳幼児医療費支給事業補助金の対象年齢の拡大と標準化への取組（乳幼児医療費支給制度に係る所得制限と自己負担金制度の撤廃と対象年齢の中学校終了までの拡大）
- (11) ケースワーカーの増員による生活保護行政の質向上と不正防止

- (12) 虐待の防止と早期発見などにもつながる妊娠・出産期の支援、産前・産後ケアの充実
- (13) 児童虐待事例を見逃さず、他行政機関とも連携できる児童相談所の体制強化。相談に対応する専門的人材確保と質の向上
- (14) DV、ストーカーなどの被害者救済に向け、県警・人身安全初動指揮本部等と連携した保護対策の徹底
- (15) ケアラー相談を含め支援活動を行っている団体に対する財政等の支援
- (16) 職場でトラブルに巻き込まれた介護労働者が相談できる第三者機関を市町村に設置する場合における財政措置
- (17) 末期がん患者や重度障害者等、医療処置が必要な人を預けることのできる24時間の看護体制付「緩和ケア・ターミナルケア」施設の推進
- (18) 市町村が公表している待機児童数に加えて、待機児童数に算入されていない「何らかの保育サービスを必要とする待機児童(潜在的待機児童)数」と、その理由を把握し、すべての子どもが希望する保育所に入所できるようにするための対策
- (19) 要介護度改善モデル事業を全県に拡大して認証制度を創設すること
- (20) 学童保育と放課後子供教室事業については、全ての児童と一緒に学習や体験活動を行うことができる一体型クラブ・教室の整備を進めること
- (21) 福祉サービス事業所の第三者評価については、受審率向上を促す対策を推進すること
- (22) そうか光生園における聴覚障害児聴能訓練事業に掛かる人材の確保
- (23) 子供の貧困に関する実態調査に基づいた実効性のある貧困対策
- (24) 健康長寿埼玉プロジェクトへの県民参加の促進
- (25) 大人の引きこもり対策の充実
- (26) 学童保育指導員の研修機会の充実

- (27) 学童保育における障害児支援制度の充実及び周知
- (28) 認知症の方を受け入れ、支える体制をつくるため、警察が中心となり、警察からの認知症の方の行方不明情報をもとに消防・学校・タクシー会社・コンビニや商店などが地域社会全体で情報伝達をおこない、認知症の方が行方不明になったときの連携ネットワークを構築すること
- (29) 居宅介護支援事業所の管理者要件を満たすことが出来るよう、主に主任介護支援専門員（主任ケアマネージャー）研修の受講機会を十分確保すること。あわせて研修費用の補助金を拡大すること
- (30) 介護保険施設などでの身体拘束や虐待を根絶するため、身体拘束廃止委員会ならびに虐待防止委員会の各施設における設置を指定要件に加えること。また、介護保険適用外の施設における身体拘束・虐待に対する行政指導を厳格化すること
- (31) 児童虐待防止対策として、以下の施策を講ずること
- 〈1〉 児童相談所の体制強化として、
 - ・ 複雑・困難化する児童相談に対応するため、児童福祉司および児童心理司を増員すること。
 - ・ 一時保護が必要な児童の増加に対応し得る、一時保護所の拡充・整備および職員を増員すること。
 - 〈2〉 保護が必要な児童が他の自治体に移動しても、他の児童相談所・自治体と円滑に情報を共有し、切れ目のない相談・支援体制を確立すること。
 - 〈3〉 保護された子どもの受け皿の充実・強化のため、里親制度の推進や児童養護施設などの整備を図ること
 - 〈4〉 県南西部地区への新設
 - 〈5〉 児童の親権者等は、児童のしつけに際して体罰を加えることが禁止されたこと、虐待を発見したときは通告する義務があることを広く国民に周知・啓発すること
- (32) 待機児童解消に向け、引き続き県及び市町村が連携し、より良い保育の質・環境を確保しつつ、保育所や認定こども園等の整備・拡充、企業内保育所の設置、幼稚園の延長保育などを進めること。護施設等の整備をはかること
- (33) 妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援を提供する「子育て世代包括支援センター」の市町村での設置を促進すること
- (34) 児童相談所全国共通ダイヤル「189」の周知徹底

- (35) 事業所に成果連動型のインセンティブ事業
- (36) 若年性認知症対策の推進
- (37) 幼児教育無償化に伴う、幼稚園等類似施設への支援
- (38) 子どもの貧困対策に取り組むこと。計画の実行にあたっては、自治体、子ども食堂、NPO、教育機関と連携し実効性のある取り組みを進めること
- (39) 児童虐待の早期発見のため、市町村における利用者支援事業「基本型」の取り組みを推進すること
- (40) 地域包括ケアシステムの各市町村のニーズに応じ、地域の実情に即したシステムの構築
- (41) 産後うつ対策として、産前産後のメンタル状況の数値化と助産師等によるケアを充実させること
- (42) 乳幼児医療費の自己負担廃止や支給年齢の拡大など、補助制度の充実
- (43) 県内すべての保育施設において、子育て支援の充実化を図るため、1・2号認定の主食・副食費分の単独補助を創設し、保育料の完全無償化へ繋げること
- (44) 保育の質・機能向上のための職員処遇の改善
- (45) 保育の安全に基づき、一歳児の担当保育士雇用費を恒久的に堅持すること
- (46) アレルギー対応ガイドライン通り、個別調理の職員雇用のため加配を行うこと。エピペン保持者については生死にかかわる重要な部分であるため別途加算とすること
- (47) 障害児保育対策費の補助金の増額
- (48) 保育園でも事務員を常勤雇用できるよう県で補助を行うこと

- (49) 園外保育等での引率職員、SIDS 対策、プール指導など事故防止・安全対策のための職員増員分の補助の創設
- (50) 現場実態に即していない国の公定価格の見直しを国へ働きかけること。見直しが行われるまでの間、県単独補助を行うこと
- (51) キャリアアップ研修の受講の機会を保障するために、保育士一人当たり年間5日分以上の研修を保障するための加算を予算化すること
- (52) 産休等代替え職員費補助金の継続・充実
- (53) 県が実施する福祉部関連の補助事業に各市町村が積極的に取り組むよう奨励すること
- (54) 保育所にのみ求められている「職員の平均勤続年数」の要件（幼稚園や認定こども園では求められていない）を撤廃すること
- (55) 保育標準時間認定と保育短時間認定の単価の差が実情に即するよう見直しするよう国に要望すること
- (56) 保育士の人材確保対策の1つとして非常に重要な仕組みである「退職手当共済制度」をこれまで通り公費で維持・継続すること
- (57) 保育の質・子供の安全が確保できないような規制緩和を行わないこと
- (58) 保育の供給体制の整備のため保育所等整備交付金及び安心こども基金の補助基準単価を資材費や労務費等の建設費高騰の動向を踏まえて改善すること
- (59) 高齢者のネットワークを広げるサポートと子どもの居場所づくりの運営ノウハウ（食品衛生も含む）や運営に関するサポートの実施をすること
- (60) 障害者のグループホーム等の整備をおこなうこと
- (61) 介護労働者がサービス利用者やその家族から過度なハラスメント・暴言・暴力等を受けた場合の対処方法について自治体のルールを定めること。

またトラブルに巻き込まれた場合、相談できる第三者機関を県（ないし各市町村）に設置すること

- (62) 「身元保証等高齢者サポートサービス」に関して、当サービスの利用者から苦情内容および事業者の実態を把握し悪質業者を排除することにより、安心してサポートサービスが受けられるようにすること
- (63) 精神疾患の実態把握と、アウトリーチ事業の推進
- (64) 多胎児支援を行う市町村に対しての人的及び財政的な支援をすること
- (65) 朝霞 4 市への早期の児童相談所新設
- (66) ジュニアアスポート事業を発展させていくため、市町村への補助額上限の引き上げ
- (67) 障害者の自立支援、日中活動の場の確保の基本となる生活支援員等の人員配置基準の見直しをすすめること
- (68) 保育園における ICT 化の推進
- (69) 人工知能（AI）を活用した児童虐待対応支援システム
- (70) 障害者差別解消法及び障害者虐待防止法の周知徹底及び実効性の確保について
 - 〈1〉 障害者権利条約の目的を達成するために、障害者の人権を尊重し守り、共生社会の実現に向けた取り組みを県と市町村は施策の充実を図ること
 - 〈2〉 第 6 期埼玉県障害者支援計画に、障害当事者、関係団体の意見を反映するとともに、様々な問題の解決に向けた施策を盛り込むこと
- (71) 災害時の障害者の安心・安全な環境について
 - 〈1〉 豪雨災害が予想される場合、雨の降り出す前に福祉避難所などを開設し災害時要援護者が先行して避難できる体制づくりを求める
 - 〈2〉 福祉避難所の更なる充実を求める
 - 〈3〉 災害時、透析施設へ水・電気を優先的に供給するようなマニュアルを作成し、市町村にも十分に指導を求めるとともに、透析施設に対してはライ

フライング復旧の優先順位を上位にし、災害時に活用できるような透析患者用のマニュアル作成を求める

- (72) 児童福祉法が改正され、「従うべき基準」の「参酌化」とされたことに対して、県ガイドラインの遵守を市町村に周知徹底すること
- (73) 放課後児童クラブの指導員不足を解消するため、県単独事業の「民営クラブ支援員加算」「同 運営費加算」等について、「運営形態に関わらず、常勤での複数配置に努める」立場から、公立公営地域も対象となるように改善を求める。また、政令指定都市及び中核市も対象にすること
- (74) 放課後児童クラブの「待機児童ゼロ」「大規模解消」を進めるために、「支援の単位」に対応する施設整備費や運営費、「放課後子ども環境整備事業」等を引き続き予算化を求める。同時に県が主導的な役割を果たすべく市町村にも広報を行うこと
- (75) 精神障害者へのアウトリーチ事業の充実・推進について
 - 〈1〉アウトリーチ事業を速やかに県内全域に拡大すること
 - 〈2〉事業についての情報を周知するために多様な方法をとること
 - 〈3〉感染対策をとったうえで、できるだけ訪問を継続すること
 - 〈4〉訪問ができない場合には電話やメールなど当事者の使えるツールの使用を検討すること
 - 〈5〉当事者が支援を拒否する場合でも、家族などを通しての支援を行うこと
- (76) 「精神障害者にも対応した地域包括ケアシステム」構築を積極的に推進すること
- (77) フードバンク団体やフードバンク活動への支援について
 - 〈1〉食料の保管場所の確保や保管にかかる光熱費・配送料・人件費等基盤強化のために恒常的な支援を求める
 - 〈2〉周知や広報でも支援、市町村への働きかけを求める
- (78) 埼玉県公募型障害者スポーツ活動支援事業の拡充と手続きの簡素化
- (79) 県内公共施設、特にスポーツ施設のバリアフリー化の推進

- (80) 鉄道における券売機、窓口無人化への対策について、鉄道会社に聴覚障害者への合理的配慮の充実をするよう働きかけること
- (81) 人工内耳装着の情報提供だけでなく、手話言語を獲得・習得できる機会の保障、聞こえの程度などの情報提供ができる相談の場、また行政窓口、医療機関、保健所、ろう学園等関係機関が保護者への説明を行う際には、手話言語の獲得・習得の重要性を必ず説明すること
- (82) 行政による、処分・措置・指導等に係る対象者が聴覚障害者(児)である場合、当該行政機関の責任で手話通訳者・要約筆記者を依頼すること
- (83) 聴覚障害、聴覚障害者(児)に関わる専門職との連携
- (84) 障害者が安心して生活できるよう「第5期埼玉県障害者支援計画」を市町村と連携して着実に進めていくとともに、ソーシャルワーク拡充に取り組むこと
- (85) 「埼玉県ケアラー支援条例」に記された「ケアラーの支援に関する推進計画」を一刻も早く策定すること
- (86) 衛生に関する事業及び設備改善に伴う費用に対する補助制度について高齢者・身体障害者が安心して利用できる施設整備の改善に対する補助

7 . 保 健 医 療 部 ・ 病 院 局 関 係

- (1) #7000、#8000の相談体制の充実と、全国共通ダイヤル#7119の県民周知
- (2) 全県的な特定健康診査・特定保健指導の受診率向上に向けた財政的支援、保健師の配置を含めた人的支援、広報活動の支援等の拡大
- (3) 県内全ての医療機関における特定健康診査の県内統一単価の導入に向けた積極的な調整

- (4) 乳幼児医療費支給における所得制限と自己負担制度を撤廃するとともに、支給対象を県内に住所を有する小学校就学前の児童から、高等学校修了までの子どもまでに拡大
- (5) 医師不足を解消するために医師確保対策推進事業の拡充
- (6) 小児科・産婦人科医の充実を図るための施策推進
- (7) 開業医による拠点病院支援事業費の拡充
- (8) 全国がん登録を推進 及び がん在宅緩和ケアネットワークの早期構築
- (9) 県内の地域リハビリテーション支援体制について、全ての保健医療圏への地域リハビリテーション・ケアサポートセンター設置による地域包括ケアシステムの拡充
- (10) 動物指導センター・各保健所における収容動物の更なる環境改善、殺処分ゼロ実現に向けた人員・予算の投入
- (11) 県立がんセンターの緩和ケア病棟の機能強化
- (12) 県立病院における看護師・コメディカル職員の質と量の充実
- (13) B型・C型ウイルス性肝炎の検査率の更なる向上策
- (14) B型・C型ウイルス性肝炎陽性者へのフォローアップ体制の充実
- (15) 地域猫活動（不妊・去勢費）に対する補助については期限を切ることなく、団体への直接補助、あるいは動物病院を指定し間接的な補助の継続
- (16) こども医療費・ひとり親家庭等医療費・重度心身障害者医療費の各補助率を不交付団体も地方交付税交付団体と同率とすること
- (17) 新生児聴覚スクリーニングの普及・推進
- (18) 浦和美園地区への大学付属病院の早期開設に向けた事業推進
- (19) 国保における保険税水準の統一化や子育て世帯への負担軽減など県内統一的な対応を要する課題の解決

- (20) 県央医療圏における県立病院の基準病床数の除外
- (21) 県立循環器・呼吸器病センターの医師確保など体制強化
- (22) 市町村がん検診データ分析事業の推進
- (23) 認知症検診の条件緩和と周知徹底
- (24) 若年層のがん検診受診率向上を目指した周知
- (25) 重度心身障害者の移動介助の通勤・通学の拡大
- (26) 医師会立看護師・准看護師学校養成所への支援を行うこと
- (27) 骨髄バンクドナー登録の普及啓発、推進、及び臍帯血採取可能な病院を増やすこと
- (28) 骨髄バンクドナー登録の助成制度の見直し
- (29) 難病指定申請を病院から保健所に直接できるような患者の負担軽減策
- (30) 新型コロナウイルス感染症対策のための引き続きの各種事業の実施
- (31) 保健所の増設
- (32) 医療機関への新型コロナウイルスが終息するまでの経営支援
- (33) 重度心身障害者医療費助成制度の充実について
 - 〈1〉 精神障害保健福祉手帳2級保持者を重度心身障害者医療費助成制度の対象とすること
 - 〈2〉 重度心身障害者医療費助成制度の対象に精神科入院時の医療費も含めること
 - 〈3〉 透析患者に対しては重度心身障害者医療費助成制度の年齢制限及び所得制限の撤廃を求める
 - 〈4〉 重度障害者医療費助成事業について下記の取組を行うこと
 - ア 障害の重度化によって、65歳以後に該当する障害等級に達したものの適応の復活を求める

- イ 所得や年齢による差別は行わない。精神障害者については、入院時
も対象とするとともに、精神保健福祉手帳２級まで拡大を求める。
- 〈５〉重度心身障害者医療費助成について下記の改善を行うこと
 - ア 導入された所得制限については速やかに撤回を求める
 - イ ６５歳以降に障害が重くなり、該当する障害等級に達した者への
適応の復活を求める

- (34) 新たな感染症に対する体制整備について
 - 〈１〉発症時には専門医療機関だけでなく、一般の病院、かかりつけ医にも迅
速に行き届くよう、防護具や消毒液などの十分な備蓄と制度の構築を
行うこと
 - 〈２〉感染症指定病院の見直しと充実を行うこと

- (35) 県独自で行っているオンライン診療補助金事業について、医療界の声を聞
き事業の利用実績等も踏まえ今後の継続性を判断すること

- (36) PCR 検査の実施機関の拡充と適用対象の拡大を求める

- (37) 産後うつや育児不安等を予防すべく地域に密着した助産院を利用し、助産
師のケアを受けられるよう県として産後ケア助成券の発行を求める

- (38) 全ての母子が出産後早期に埼玉県各地域において、開業助産師による産後
ケア事業（アウトリーチ型）が平等に受けられるようにすること

- (39) 母子訪問事業に関わる助産師への衛生材料の継続的な支給

- (40) 指定難病医療給付制度申請手続きを簡素化すること

- (41) 高度・専門分野の看護師確保と育成推進について
 - 〈１〉認定看護師資格取得対象者を２０人に増加すること
 - 〈２〉認定看護師育成対象領域を認定看護師教育 A 課程 21 分野（2026
年終了）

- (42) 介護分野の看護師確保と育成推進のために、職能対象の助成金 45 万円か
ら 60 万円に増額させること

- (43) 市町村における統括保健師の配置の推進
- (44) 看護師への慰労金交付事業を新型コロナウイルス感染症が収束するまで継続すること
- (45) 新卒看護職の卒後研修再構築のための予算措置を求める
- (46) 新型コロナウイルス感染症等の感染予防対策費に対する補助率 2/3 の確立

8 . 産 業 労 働 部 ・ 企 業 局 関 係

- (1) 創業支援対策の拡充
- (2) 経営革新に挑戦している経営者への技術支援や情報提供、販路開拓などの積極的支援
- (3) 企業本社の誘致促進
- (4) 企業内保育所の設置推進・利用率の向上
- (5) 企業の積極的な雇用促進と非正規雇用者の正規雇用（正社員）化の推進
- (6) 多様な働き方実践企業の登録拡大と取り組み支援
- (7) 中小企業や地域産業に伝わる技能・伝統工芸の継承支援
- (8) 県内企業の海外展開の支援（特に台湾への現地支援体制の強化）
- (9) 商店街に対し新商品の開発、普及、販売促進などの支援拡充を行い、魅力ある商店街づくりのサポートと空き店舗を活用した活性化策の実施
- (10) 次世代エネルギーの普及促進のための産官学連携の強化充実
- (11) バイオマスエネルギー利用技術開発の推進
- (12) 国内外の研究機関を積極的に誘致

- (13) 職人育成に乗り出す県内企業の支援策等、建設業における人材確保策の充実
- (14) ニート、フリーターへの自立・就業支援対策と失業者の雇用対策の拡充
- (15) 高齢者の継続雇用や再就職に対する支援の実施
- (16) 子育て中・子育て後の女性の就職希望者への支援拡大
- (17) 若者の就労支援と正規雇用化の促進
- (18) 障害者就業・生活支援センター事業の拡充
- (19) ひとり親家庭に特化した就労サポートの実施
- (20) 埼玉発「アニメの聖地」を生かした観光客誘致 及び 新たな埼玉ゆかりの漫画作品の発掘やアニメ化の支援
- (21) 高速道路網を生かした物流拠点の整備
- (22) 各受水団体の厳しい経営状況や需要見込みの把握に努め、水道料金の安易な値上げを行わないように努めること
- (23) 安心安全なおいしい水の供給を目指し、経営状況及び受水団体への負担等を懸案しながら設備更新に際して高度浄水処理施設の導入を検討すること
- (24) 工業用水道の利用企業の減量要望や節水努力が反映されるような料金制度の導入
- (25) ロケーションサービス、フィルムコミッションの体制強化と撮影実績を活かした観光振興
- (26) 外国人労働者雇用に関する身近な相談窓口の設置
- (27) 合併した商工会等への人的支援の柔軟な対応
- (28) AI や IOT を活用した県民所得の向上
- (29) 埼玉ゴールデンルート（埼玉東北部から東京都境までのルート）として

観光資源の整備や開発支援

- (30) 県指定文化財等の修復・保全に関わる財政支援及び地域観光資源としての活用推進
- (31) 大型店・チェーン店は中心市街地や既存商店街(会)への影響も大きいことから、商工会等商工団体への加入促進や、これまで以上に地域貢献への取り組みを促進すること
- (32) 働き方改革を推進するため、働く人がいきいきと輝き、安心して働き続けられる企業を認定する制度の創設
- (33) 国、学校、特に労使団体等との連携を強化し、私学を含むすべての高校生が労働法等をつうじて、働く者の権利と義務、ワークルール、税や社会保険の仕組みに関する基本的な知識を学ぶ機会を拡充すること
- (34) パワハラ防止対策強化の一環として、顧客・取引先による暴力・暴言や一般常識を超えた不当な要求行為といった悪質クレームの防止・撲滅に向け関連部門の連携による啓発活動と市民教育を実施すること
- (35) AI、RPA の導入を行う企業への支援・補助
- (36) 経営改善普及事業及び地域活性化等を推進する経営指導員等職員の人件費拡充
 - 〈1〉 経営指導員等補助対象職員の人件費拡充
 - 〈2〉 合併商工会の経営支援体制の確保
 - 〈3〉 広域指導員及び経営指導員研修生の設置
- (37) 法定経営指導員に係る経費の予算措置
- (38) 専門家派遣事業（エキスパートバンク事業）の予算拡充
- (39) 経営革新計画実行のためのフォローアップ支援の継続
- (40) 公共事業予算の増額確保と県内（管内）業者の受注の拡大について、下記の取組を行うこと
 - 〈1〉 適切な条件設定による県土整備事務所管内の建設業者への発注
 - 〈2〉 管内建設業者を対象とする地域維持管理工事の継続的確保
 - 〈3〉 分離・分割発注による発注機会の拡大
 - 〈4〉 大規模工事（WTO 対象外）について県内企業への優先発注

〈5〉WTO 対象工事のJV 条件の設定

- (41) 働き方改革の推進について、下記の取組を行うこと
 - 〈1〉 施工時期の平準化
 - 〈2〉 予定価格と工期の適切な設定
 - 〈3〉 工事書類のスリム化
 - 〈4〉 円滑な工事による生産性の向上
 - 〈5〉 工事関係要綱・様式や運用の統一化
- (42) 公契約の下で働く者の適正な労働条件の確定および質の高い公共サービスの提供など、公契約の適正化をはかるため公契約条例を制定すること
- (43) 協同労働による事業体を立ち上げて地域の課題解決のための事業を起こすにあたり、設立支援（資金の助成、設立準備、事業継続等）を行うこと
- (44) 協同労働団体を各種支援事業の運営主体や行政が抱える課題解決に向けてのパートナーとして位置づけること
- (45) 職場におけるあらゆるハラスメントの一元的な相談対応や関連法令を周知するためのセミナー開催など、ハラスメントのない職場環境の整備につながる取り組みを推進すること
- (46) 高等技術専門校の施設の耐震化の完了
- (47) 埼玉古墳群を埼玉県随一の観光スポットとして観光客誘致の取り組み強化
- (48) 埼玉古墳群のヨシなどの雑草の繁茂を防ぎ、以前のような観光客が楽しめる花植えの推進
- (49) 近隣県や市町村観光協会と連携した仮称「観光サミット」の開催
- (50) 物産観光館「そぴあ」を往来の多い場所へ移転
- (51) 伝統産業の発展のため、実際的なマーケティング支援の実施
- (52) 中小企業、小規模事業者の新しい生活様式対応支援金の創設

- (53) 県によるキャッシュレス天気ポイント還元事業の創設
- (54) 県庁内に外国人相談窓口(例えば、無料相談会等)を設置し、相談員に申請取次行政書士を登用することと共に、窓口相談のみならず申請取次行政書士の積極的な活用を図ること
- (55) 改正品確法及び運用指針の市町村への徹底について下記を行うこと
 - 〈1〉 予定価格の適切な設定
 - 〈2〉 ダンピング対策の強化
 - 〈3〉 施工時期の平準化と適切な工期設定及び適切な設計変更
- (56) 新型コロナウイルス禍に対する中小企業・小規模事業者等支援の充実強化について
 - 〈1〉 事業者向け支援
 - ア 行政への諸手続や決済手段のデジタル化へ対応するとともに、生産活動における AI・IoT などの活用による経営改革を進めるための県独自の支援制度の創設、テレワークの推進など働き方改革につながる取組への支援強化、専門家派遣事業における DX 関連分野の充実等を求める
 - イ 大幅な売上の減少等を補う支援金の給付や利子補給を拡充し、継続を求める
 - ウ 外国人労働者雇用に関する実務的な相談窓口の設置を求める
 - 〈2〉 商工会向け支援
 - セキュリティ強固なテレワークシステムの導入支援を求める
- (57) 事業承継支援事業費の継続的な配分を行うこと
- (58) 安定して県内中小企業への支援を行っていくため、現在の損失補償を継続するとともに、損失補償の対象となる制度融資、また損失補償の割合の拡充を求める
- (59) 小規模事業者等の支援の一層の強化について
 - 〈1〉 小規模事業経営支援事業費補助金の安定化・継続的確保
 - 〈2〉 広域経営指導員の設置
 - 〈3〉 資金繰りに対する支援の継続実施

〈4〉経営革新への支援強化

- (60) 雇用維持のための制度と取組の強化について
 - 〈1〉人材確保のためのマッチング機能の充実
 - 〈2〉働き方改革推進に伴う総合的な支援策の構築

- (61) 飲食店・小売店等に対する支援について
 - 〈1〉キャッシュレス決済等の多様な決済システムへの対応支援
 - 〈2〉テイクアウト・デリバリー等の非接触型ビジネスへの対応支援

- (62) 販路拡大・取引斡旋等に対する支援について
 - 〈1〉ビジネス交流、マッチング支援の拡充
 - 〈2〉地域の特色を生かしたものづくりブランドの育成支援
 - 〈3〉サプライチェーンの維持と確保

- (63) 雇用を守り、事業継続するための支援について
 - 〈1〉埼玉県中小企業個人事業主支援金事業の継続と生活協同組合を対象外とするなど法人形態で区別しないこと
 - 〈2〉すべての医療機関が事業を継続できるよう財政支援を求める

- (64) 水道の基盤強化を図るため、県として広域連携を推進し、端末給水をおこなう水道事業者とともに具体的な取組を行うこと

- (65) 地域の水道を支える水道工事事業者や水道事業者で働く者、水道を使用する県民との意見交換の場を設け、持続可能な水道の実現に向けた積極的な情報収集、情報発信を行うこと

- (66) 難病患者の特性を理解した就労支援体制の構築

- (67) 観光振興事業並びにイベント等の広報に関する積極的な支援について
 - 〈1〉各地域の魅力発見に対する助言及び観光行政の向上を図るための県・市・業界団体による積極的な意見交換を図る場の新設
 - 〈2〉イベント情報の広報を積極的にPRすることにより、宿泊客の増客を図る

- (68) 旅館業の承継及び後継育成に関する事業の積極的な国、県の支援について
- 〈1〉現状の把握、問題点のピックアップ及び解決への道筋を各県等ではなく、国・県・業界団体が一体となって検討していく場の新設
 - 〈2〉旅館業での働く魅力、各地域が持つ魅力との融合を含めて、積極的に発信できるよう、国・県の積極的な協力を求める

9. 農 林 部 関 係

- (1) 県産米の消費拡大推進と、米を使った商品の開発・販売支援
- (2) 県内自給率アップに向け産業、教育部門など垣根を越えた本格的な対策強化
- (3) 遊休農地の積極的活用
- (4) 新規就農を支援し、農業の担い手を育成と就農直後の低所得・生活困難就農者への積極支援
- (5) 農業への企業参入の促進
- (6) 最先端技術を活用した都市近郊農業の確立
- (7) 県産農産物の地産地消の推進、県産ブランドの発掘、及び県内外への広報活動の推進
- (8) 県産農産物の海外輸出に向けた輸出先の市場分析、商標・意匠登録など知的財産対策、支援体制の確保
- (9) 農業大学校と農業高校との連携促進、道の駅や直売所等との販売・商品開発の促進
- (10) 無花粉スギの植林と木材利用の拡大による埼玉林業の再生
- (11) 環境保全型農業及びそれら農産物のブランド化を推進させるための埼玉県による独自の事業や市町村、農業生産者に対する補助・交付金制度の充実

- (12) 人・農地プランを作成し経営の大規模化による効率化を支援するという国の施策方針と合致しない都市型農業地域において利用可能な県単独費による補助制度の創設
- (13) 普及指導員の拡充と研修制度の充実
- (14) 道の駅に係る財政支援と農振除外手続き、生産団体の設立や育成への技術的支援
- (15) ビッグイベントにおける花卉の活用
- (16) 県北地域における病虫害対策の推進
- (17) GSF 被害の養豚農家への経営支援とワクチン接種の支援
- (18) 梨農家への多目的防災網の設置に係る助成制度の確立
- (19) 経営体育成事業費補助事業の採択基準の見直し
- (20) 経営所得安定対策における基準額の見直し
- (21) スマート農業普及推進費補助の創設を
- (22) スクミリングガイ（通称：ジャンボタニシ）駆除に係る防除費用の補助
- (23) 県費単独土地改良事業補助金の拡充
- (24) 農地法の許可申請についての申請書記載事項や添付書類を共通にすること
- (25) 農振除外や農地転用等の申請において、行政書士法に基づく委任状を添付した場合は、申出者又は申請者の押印を省略すること
- (26) 県内畜産経営の安定を維持し、県産の安全安心な畜産物を確保するため、県の畜産物定価安定対策事業の充実を図ること
- (27) 県内酪農家戸数、生乳生産量が大きく減少していることから、酪農においても肉用牛や養豚の経営安定のための所得補償制度と同等の制度を創設

するよう国に要望すること

- (28) 畜産クラスター事業に係る予算の十分な確保を国に要望すること
- (29) 防疫演習の継続と農家指導の一層の強化をお願いすると共に、豚熱を始めとする悪性伝染病について、発生農場や出荷停止農場に対する財政支援の強化を国に要望すること
- (30) 蜜源の確保と拡大を進めること
- (31) 畜産業の雇用労働力の確保
- (32) 乳牛共進会等の専用会場の確保
- (33) 経営の実情に最も見合った認証制度が導入・活用されるよう、畜産農家を適切に啓発・指導を求める
- (34) 畜舎・堆肥舎等の建築基準緩和措置の周知徹底
- (35) 水田等農業対策について
 - 〈1〉優良種子の確保と安定生産、品質向上に向けた技術支援や県内流通の拡大を図るとともに気候風土に適した品種開発に取り組むこと
 - 〈2〉水田フル活用に対する助成は恒久的に確保するよう国に求めること
 - 〈3〉埼玉県水田フル活用ビジョンに基づく水田活用の直接支払交付金等の万全 予算措置を国に求めること
 - 〈4〉産地交付金の継続を国に求めるとともに、経営所得安定対策等推進事業費補助金など地域農業再生協議会の運営にかかる十分な予算を確保するよう国に求めること
- (36) 園芸及びその他の品目対策について
 - 〈1〉県内農業の実態を踏まえ、面積要件の見直しを図るよう国に求めること
 - 〈2〉産地生産基盤パワーアップ事業等の一層の推進
- (37) 担い手対策について
 - 〈1〉「農業版持続化補助金（経営継続補助金）」を継続的な措置・拡充を国に求めること

- 〈2〉日本農業と農村文化の重要な役割を担う家族農業の維持・発展に向けたスマート農業の導入支援を図ること
 - 〈3〉産地の労働力確保強化にかかる総合的な対策を講じること
- (38) 都市農業対策等について
 - 〈1〉「都市緑地法等の一部を改正する法律」により特定生産緑地制度が創設され、営農継続意向がある生産緑地所有者への意向確認・指定手続きの周知遅れが発生しないよう各市への手続きの徹底を行うこと
 - 〈2〉生産緑地を有する市に対しては、生産緑地の面積要件の緩和に係る条例制定を働きかけ、さらに「都市計画運用指針」に基づく生産緑地の追加指定・再指定、生産緑地未設置市町に対する制度導入についても、各市町へ働きかけること
 - 〈3〉営農に必要な農業用施設用地や平地林・屋敷林に対する固定資産税や相続税の更なる軽減措置を国に求めること
- (39) 農産物の安全・安心対策について
 - 〈1〉「S-GAP」の普及・実践を推進し、2021年に延期された東京オリンピック・パラリンピック競技大会への県産農産物の供給が優先的に見えるよう改めて支援を図ること
 - 〈2〉「GAP」や「HACCP」の導入・普及に向けた指導や研修、助成措置等の総合的支援を図ること
- (40) 鳥獣被害防止対策について
 - 〈1〉県内一円において防護柵等を設置する農業者や集落営農組織等に対して、設置費用の助成を市町村に働きかけるとともに引き続き技術指導等の支援
 - 〈2〉県内全域における野生鳥獣の生態行動域調査等をすすめ、ICT等を活用した最新技術・機械等の導入支援
 - 〈3〉各市町村と連携し、在来種による被害状況を継続的・合理的に把握するとともに、必要により鳥獣被害防止計画に駆除対象として定めるよう各市町村に働きかけること
- (41) 災害時の事務の簡素化やセーフティネット対策の拡充を国に働きかけるとともに、災害に強い農業づくり対策を継続的かつ十分に措置し、発災時には農業関係の復旧に向けて万全の対策を講じること

10. 県土整備部関係

- (1) 自転車レーンの整備促進と進行方向矢印付自転車ナビの普及
- (2) 県道のグリーンベルト整備促進と進行方向矢印付自転車ナビの同時整備
- (3) 老朽化や利用率の低い歩道橋から地上の横断歩道への切換の推進
- (4) 外環道の早期接続に向けた関係機関への働き掛け強化
- (5) 街路樹選定の際の混植（多様な植物種を植えること）の積極採用
- (6) ゲリラ豪雨などによる内水対策のための国・県道及び公共用地における貯留浸透施設等の整備促進
- (7) ゲリラ豪雨等による水害を防止するため、下水道管やポンプ施設を整備し、雨水排水能力を向上
- (8) アンダーパス冠水対策の推進
- (9) 河川の水質改善に努め、河川及び周辺地域の清掃活動の強化
- (10) 街路樹剪定時の自然樹形の徹底と不要な剪定の禁止（通行などに支障がない部分の剪定を避ける）
- (11) 県道における電線地中化の推進
- (12) 県土の骨格となる幹線道路の整備促進
- (13) 県内市町村における地域強靱化計画策定の支援
- (14) 水害や地震に対する防災減災のための公共事業費の増加
- (15) 「川の再生」により整備された遊歩道のハイキングコース・サイクリングコースとしての情報発信、徹底した活用
- (16) 群馬県・栃木県との交流促進・防災機能強化に繋がる利根川新橋の建設促進

- (17) 「自転車みどころスポットを巡るルート 100」の情報の更新とスポットの追加などさらなる充実
- (18) 緊急輸送道路周辺の整備
- (19) 下水道局 水害対策の下水道 BCP の見直し作成
- (20) シェアサイクルの県内市町村への普及促進及び県有施設の敷地を活用したサイクルポートの設置
- (21) 行政書士証票(補助者の場合は補助者証)の提示を徹底するなど、窓口における本人確認の更なる徹底
- (22) 経営事項審査の郵送手続きの推進

11. 都市整備部関係

- (1) 空き家活用や民間借上げ、URとの連携など多様な県営住宅施策の実施
- (2) 空き家対策について条例等の整備による補助制度の充実や税制問題を含め、都市計画事業の観点から対策を講じること
- (3) 電柱の民有地移設の推進
- (4) 東日本大震災の原発事故で福島県から埼玉県に自主避難者への住宅支援の充実、特に民間賃貸住宅に入居希望者へのきめ細かな支援
- (5) 住宅リフォームに対する助成制度の充実
- (6) 空き家を含めた中古住宅の流通促進のため、中古住宅の購入者に対する減税措置・金利優遇の充実
- (7) 登記所備付地図整備事業を一層推進するため、単年度当たりの実施範囲等を大幅に拡大するとともに、全国の登記所備付地図が整備されるまでの工程表を示し、継続的に予算化するよう国に求めること

- (8) 地方自治体が保有する建物の公示の在り方（未登記が多い現状）について、県として検討を重ねる共に、一般の未登記建物の表示を推進すること
- (9) 埼玉古墳公園整備計画（さきたま市場構想）で観光客が飲食・物販出来る施設導入への支援
- (10) 指定管理は施設の所在する地元事業者を優先する（加点など）
- (11) 熊谷スポーツ文化公園のグラウンドの1つを人工芝化に
- (12) 埼玉県営住宅・公営住宅への和室及び畳の採用の拡大

12. 教育局関係

- (1) 理数教科の基礎学力の向上を図るための学習支援
- (2) 小中高校生への自然・社会体験活動の拡大
- (3) 県内すべての子供達が、地域の伝統芸能を総合的な学習の時間や課外活動を活用し、授業等を通じてふれあい親しみ学べる場づくりの徹底
- (4) 我が国や郷土に誇りをもてるよう事実に基づいた正しい歴史教育の推進
- (5) 先人を敬う心と規律ある態度を育む道德教育の推進
- (6) 18歳選挙権導入にあたり若者の政治・選挙に関する主権者教育の充実
- (7) 問題解決支援チームなど専門家の協力を活かしたモンスターペアレント対策の拡充
- (8) いじめの完全防止に向けた対策強化
- (9) いじめ・不登校対策充実事業（学校教育に係る市町村総合助成事業）の中学校配置相談員助成の拡充
- (10) 不登校・貧困対策の拡充に向けたスクールカウンセラーの配置が出来るよう、配置に必要な費用を支弁する市町村に対する財政支援策の創出

- (11) スクールソーシャルワーカーについては、学校からのニーズに対応し、週5日勤務体制に拡充すること
- (12) 頻発する幼児連れ去り事件などへの自衛力向上のための子供防犯講座「体験学習プログラム」の推進
- (13) 公立学校の教員の民間企業等への研修制度の拡充と指導力向上策の強化
- (14) 埼玉県による、埼玉県内の公立学校校務支援システム（全県下統一のシステム）の開発・導入
- (15) 栄養教諭及び学校栄養職員の増員
- (16) 小・中学校における学級編成確定以前も含めた臨時的任用教職員の県費による任用
- (17) 県内公立学校のICT活用推進のため、県単独の新たな補助制度を創設すること
- (18) 市町村立小中一貫教育校の増設・移行支援
- (19) 特別支援学校の教室不足解消、虐待防止の徹底
- (20) スポーツ指導者の活動を支援する取り組み強化
- (21) 総合教育会議の積極的開催
- (22) 公立小中学校事務の共同実施の全県展開
- (23) 公立小中学校事務職員の管理職事務長の創設
- (24) 教育職員の勤務時間管理の徹底を始めとした負担軽減
- (25) スクールカウンセラー、ソーシャルワーカー、さわやか相談員等、教員以外の人々のネットワーク体制の充実を始めとした子どもたちや保護者を支援する体制の構築
- (26) スクールカウンセラーの将来的な常駐体制を視野に入れつつ、当面の配置人員増、駐在日数増に関する数値目標の設定

- (27) 校長職としてのノウハウを若い世代の校長へ伝承するため退職校長再任用の更なる拡大
- (28) 「アクティブ・ラーニング」の理解促進と研修機会の充実
- (29) 県立高校と地域の連携を促す取り組みを進めること
- (30) 児童・生徒の投てき力の向上
- (31) 聴覚障害を持つ児童・生徒へのインクルーシブ教育に関わる教員配置への支援
- (32) 小中学校の教員の増員を図ること
- (33) 困難を乗り越える力を付けるため体罰によらない厳しさを教える教育の推進
- (34) 北朝鮮拉致問題啓発教材「めぐみ」と「横田滋・早紀江さんからのメッセージ」DVDの活用率アップと各学校への3年に1度の上映計画の実行
- (35) 県立高校での地産地消の推進
- (36) 県立学校食堂での「ふるさと認証食品」の使用促進
- (37) 教育環境整備基金を寄付者の意思が生きるよう制度改善の実施
- (38) 運動部活動指導員を配置する公立中学校への補助金支給の充実
- (39) 指定文化財の保存・保全に係る財政支援
- (40) 県立高校の未耐震施設への早急な対策
- (41) 県立高校の老朽化施設への修繕などへの早期対応
- (42) パラスポーツに親しむ時間を設けること
- (43) 県指定文化財等の修復・保全に関わる財政支援及び地域観光資源としての活用推進（再掲）
- (44) 合気道など伝統的武道を体育の授業に導入すること

- (45) スクールロイヤールの導入補助
- (46) 色覚チョークの導入を推進すること
- (47) 児童・生徒の携帯電話の使い方マニュアル作成
- (48) 外国人児童・生徒への日本語教育の充実・強化
- (49) 不登校児童・生徒に対し、実効性ある学習支援を行うこと
- (50) AI、IoT 時代を生き抜く STEAM 教育に取り組むこと
- (51) 義務教育も含め、教育現場での ICT 環境の整備を早急に実施し、ICT の利用を進めること また、ICT の利用にあたり教員の質の向上を図ること
- (52) 5G、SINET、無線 LAN など通信環境の整備を進めること
- (53) 教育ビッグデータの活用と利用をさらに進め、個別最適化に取り組むこと
- (54) インクルーシブ教育に取り組むこと
- (55) 不登校の児童・生徒の将来のため、不登校状態にあってもその児童・生徒にあった学習を進められるよう IT の活用等学習環境の整備を図ること。
- (56) 国旗・国歌の成り立ちや国歌の意味を授業で教育する事の徹底
- (57) 市町村が設置する聴覚・視覚障害支援学級の設置支援
- (58) 支援コーディネーターの加配
- (59) 高等学校の「学校間ネットワーク」形成の支援を行うこと
- (60) 文部科学省が推進する「チーム学校」専門性に基づくチーム体制の推進
- (61) 二部制三部制の高校ではスクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーの常勤化、給与体制の見直し

- (62) 二部制三部制の高校にスクールソーシャルワーカーの加配
- (63) 二部制三部制の高校では、義務教育からの受け継ぎに医療や関わった人たちがわかる相関図をつけるなど引継ぎの強化
- (64) LINE 相談の延長と平日毎日実施
- (65) 早急に学校教育情報化推進計画を策定すること
- (66) 県立学校体育館へのエアコン設置と市町村立学校体育館へのエアコン設置に助成を行うこと
- (67) メンタルヘルスに関する教育の実施について
 - 〈1〉スクールカウンセラーを増員し、各学校に常駐させ、いつでも子どもが相談できる状態にすること
 - 〈2〉メンタルヘルスに関する教育の時間を確保し、子どもたちが自分で自分の不調に気づき、気軽に訴えることができるように指導すること
 - 〈3〉学校全体でメンタル面の健康を保つための工夫、不調になった時の対処など情報を共有し、児童生徒のみならず教師の支援にも取組めるような体制をつくること
- (68) 県立高等学校へ通う子どものろう保護者に対して、学校行事には手話言語通訳を付けること

13. 警察本部関係

- (1) 警察官増員と装備・施設の整備などによる警察基盤の更なる強化
- (2) 交通事故多発地帯をはじめとした県内各所に定期的な信号機設置及び信号機等の老朽化施設の更新、維持管理の強化
- (3) 自転車のマナー向上のための指導及び取締りの更なる強化
- (4) 劣化し消滅した路面標示や交通規制標識の補修業務を道路管理者へ権限移譲

- (5) 暴力団排除条例の周知徹底
- (6) 振り込め詐欺対策の徹底と取締り体制の強化
- (7) 危険ドラッグに対する取締り・指導の強化
- (8) #9110の更なる活用周知と、不要不急な110番通報の減少に向けた県民への啓発
- (9) タンDEM自転車公道走行が可能となるよう、埼玉県公安委員会が定める「埼玉県道路交通法施行細則」の改正
- (10) 全てのドライバーへの高齢者を事故から守る運転の普及促進
- (11) 交番・駐在所における強盗事件等を防ぐための防犯・安全対策
- (12) 高齢者ドライバーの免許更新をより多くの警察署で実施できる体制
- (13) 警察力強化のため各種術科訓練の積極的推進
- (14) 歩車分離信号機の設置
- (15) 免許センターの混雑対策及び子供一時預かり施設の設置
- (16) 現行の車庫証明書の交付請求申請は、申請書類提出時に1回と証明書受領時に1回の計2回必ず出頭しなくてはならないため、出頭回数を削減すること
- (17) 運転免許更新での認知機能検査では、検査の事前説明、検査中の説明などすべて手話通訳が行えるようにし、検査における手話表現を統一するためのマニュアル作成または研修の実施
- (18) 警察署が関わる事件・事故の手話通訳等派遣依頼について対応の徹底

以上
(県政全般 計 469 項目)